

告 示

埼玉県告示第千二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）久喜菖蒲商業施設

埼玉県久喜都市計画事業菖蒲町菖蒲土地区画整理事業一街区一画地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

店舗建設により、市道菖蒲六六号線と市道菖蒲一二五七号線の交差部分の見通しが悪くなり、事故が発生する可能性がある。

このため、道路反射鏡の設置や道路舗装面に注意喚起（交差点注意）を行うことが望ましい。

市道菖蒲一二六二号線の北西側の九十度のカーブの部分についても、店舗建設により、見通しが悪くなることから、道路舗装面に注意喚起（速度を落とせなど）を行うことが望ましい。

二 縦覧期間

平成三十年九月二十一日から平成三十年十月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター